単　位　事　務　名	
部　分　休　業	
根拠及び参考法令	地方公務員の育児休業等に関する法律　【育休法】 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例　【育休条例】 県立学校事務処理要領　【事務処理要領】 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則　【期末勤勉支給規則】 鹿児島県職員勤勉手当支給条例の運用について 【昭和４９年６月１０日鹿教教第１５５号】 給与条例の運用方針について（通知） 【昭和５８年１１月２１日人第２８０号】 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 【平成２２年６月２５日鹿児島県条例第30号】 県立学校事務処理要領の一部改正について（通知）　【平成24年9月3日鹿教教243号】 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例等の一部改正について（通知） 【平成２９年３月３１日鹿教教第７０６号】
項　目	処　理　方　法
定　義	任命権者は，職員が請求した場合において，公務の運営に支障がないと認めるときは，条例の定めるところにより，当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。【育休法第１９条】
適用除外職員	育児短時間勤務又は育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員 【育休条例第２８条】
承認請求	部分休業をしようとするときは，「部分休業承認請求書」（別記第２８号様式）を，校長を経由してその１月前までに教育長に提出しなければならない。 【事務処理要領第１５条の２第１項】
承　認	任命権者は，部分休業の請求について，公務の運営に支障がないと認めるときは，承認することができる。【育休法第１９条第１項】
請求できる期間	養育する子が小学校就学の始期に達する日（満６歳に達する日以降の最初の３月31日）までの期間【育休法第１９条第１項】

項　　目	処　　理　　方　　法
請求できる時間	勤務時間の始め又は終わりにおいて，１日を通じて２時間以内。 ３０分を単位とする。 育児休暇の承認を受けている場合は，その時間を除く。　【育休条例第２９条】
失　効　等	部分休業の承認を受けた職員は，次の場合には，「部分休業承認失効等届」（別記第２９号様式）により，遅滞なく校長経由のうえ教育長に届け出なければならない。 （１）　部分休業に係る子が死亡した場合。 （２）　部分休業に係る子が職員の子でなくなった場合。 （３）　部分休業に係る子を養育しなくなった場合。 （４）　当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとする場合。 【事務処理要領第１５条の２第４項】
勤　務　処　理	勤務処理簿はないので，「部分休業処理簿」の控えを取っておくこと。 出勤簿には「部休」と表示する。
給　与　等	部分休業により勤務しない１時間につき，勤務１時間当りの給与を減額する。 【育休条例第３０条】 勤務しない時間の計算は，月ごとに部分休業の時間を合計し，３０分以上の端数が生じたときは１時間とし，３０分未満のときは切り捨てる。 【給与条例の運用方針第１４条関係，第１５条関係に準ずる】 勤勉手当の勤務期間の計算については，部分休業をした日が９０日を越える場合にはその勤務しなかった期間（部分休業時間数を７時間45分を持って１日に換算した日数）は除算する。 【期末勤勉支給規則第１２条第２項第１１号】 この場合において，１日未満の端数が生じたときは切捨てるものとする。 【昭４９年６月１０日鹿教教第１５５号】 ※　毎月５日までに，給料減額時間報告書と出勤簿の写し及び部分休業処理簿の写しを教職員課県立学校人事管理係に提出する。

第28号様式（第15条の２関係）

部　分　休　業　承　認　請　求　書

平成○○年○○月○○日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

学 校 名　鹿児島県立○○高等学校

職・氏名　教諭　　鹿児島　花子　㊞

（職員番号　１２３４５６　）

次のとおり部分休業の承認を請求します。

１　請求に係る子	氏　　名	鹿児島　太郎
	続　柄　等	長男
	生　年　月　日	平成○○年○○月○○日

２　請求の期間等及び時間	期　間　等	時　間
	平成○年○月○日から □　毎日 平成○年○月○日まで ☑その他（水木金）	午前　時　分 ～　時　分 午後２時４５分 ～４時４５分
	年　月　日から □　毎日 年　月　日まで □その他（　）	午前　時　分 ～　時　分 午後　時　分 ～　時　分

３　校長意見	学校長　印
４　備　考	

注　１　請求に係る子についての初めての部分休業の承認請求である場合（既に育児休業の承認を受けている場合を除く。）は，当該請求に係る子の氏名，請求者との続柄等（請求に係る子が鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則第７条の４第１項第４号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては，その事実）及び生年月日を証明する書類又はその写し（写しを提出する場合は，所属長による原本証明を付すること。）を添付すること。

２　備考欄には，請求に係る子について，職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合に，その内容を記入すること。

３　該当する□にはレ印を記入すること。

第29号様式（第15条の２関係）

部　分　休　業　承　認　失　効　等　届

平成○○年○月○○日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

学 校 名　鹿児島県立○○高等学校
職・氏名　教諭　　鹿児島　花子　㊞
（職員番号　１２３４５６　）

部分休業に係る子の養育状況について変更が生じたので，次のとおり届け出ます。

1　承　認　年　月　日	平成○○年○○月○○日 付け　鹿教教　第○○○○号
2　承認に係る子の氏名	鹿児島　太郎

	期　　間　　等	時　　間
3　承認の期間等及び時間	平成○年○月○日から　□毎日 平成○年○月○日まで　☑その他（水木金）	午前　時　分 ～　時　分 午後２時45分 ～４時45分
	年　月　日から　□毎日 年　月　日まで　□その他（　　）	午前　時　分 ～　時　分 午後　時　分 ～　時　分

4　届　出　の　事　由

□　部分休業に係る子が死亡した

□　部分休業に係る子が自分の子でなくなった

　□　部分休業 に係る子と離縁した

　□　部分休業に係る子との養子縁組の取り消された

　□　部分休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

　□　部分休業に係る子についての民法817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した

　□　部分休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置が解除された

　□　部分休業に係る子を養育しなくなった

　　□　同居しなくなった　　□　負傷・疾病　　□　託児できるようになった

　　□　その他（　　）

☑　その他（当該部分休業に係る子以外の子にかかる部分休業を請求するため　）

5　届出の事由が発生した日	平成○○年○○月○○日
6　校　長　意　見	学校長　印

注　該当する□にはレ印を記入すること。

第30号様式（第15条の２関係）

部　分　休　業　処　理　簿

1　承認年月日	平成○○年○○月○○日付け　鹿教教　　第○○○号		
2　部分休業をしている職員		3　承　認　に　係　る　子	
所　属	○○高等学校	氏　名	鹿児島　太郎
職　名	教諭	続柄等	長男
氏名(職員番号)	１２３４５６	生年月日	平成○○年○○月○○日

4　承認の期間及び時間	期間	平成○○年○○月○○日から　平成○○年○○月○○日まで 毎　日・その他（水,木,金）
	時間	午前　　時　　分　～　　時　　分 午後　２時４５分　～　４時４５分
	期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで 毎　日・その他（　　）
	時間	午前　　時　　分　～　　時　　分 午後　　時　　分　～　　時　　分

5　部　分　休　業　の　取　消　内　容

日付	取消区分	休業の承認を取り消された時間 午前	休業の承認を取り消された時間 午後	時間数	請求者印	校長印	報告済印	備考
0/0	全部 一部	時　分から 時　分まで	２時45から ４時45分まで	２時間 分	㊞	㊞		
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	全部 一部	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				